

# 「戦没者」という用語

辻野喬雄

## 一. はじめに

『岡山の記憶』第一号、二〇〇九年、四八・四九頁の難波達興氏の投稿を関心深く読みました。私もかつてこの用語に別の角度から関心をもって調べていたからです。論点をそらすようで恐縮ですが、私の投稿も含めて議論していただければ幸甚です。

## 二. 政府用語は二様

「戦没者」という用語は、法律と閣議決定とで、二様に使われています。

一つは「戦傷病者戦没者遺族援護法」（以下「援護法」と略す）です。（この法律の目的）第一条で「軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基き……援護することを目的とする。」とし、（軍人軍属等）第二条では軍人軍属、陸海軍部内の公務員、有給の嘱託員、雇員、工員、鉦員の他国家総動員法に基

く船舶の乗組船員、南満州鉄道株式会社の職員、満蒙開拓青少年義勇軍の隊員など実に多様で、「公務上」であることが適用の鍵となつています。

一方閣議決定というのは、全国戦没者追悼式にかかわるもので、初回平和条約発効の昭和二十七年四月八日のものでは「二. 本式典の戦没者の範囲は、支那事変以降の戦争に因る死没者（戦災死者等を含み、軍人軍属に限らない。）とする。」とされ、昭和三十八年五月一日のものでは「二. 本式典の戦没者の範囲は、支那事変以降の戦争による死没者（軍人・軍属及び準軍属のほか、外地において非命にたおれた者、内地における戦災死没者等を含むものとする。）とする。」となり、以降これが踏襲されています。即ち「戦没者」の内容は多様で、「援護法」の適用を受けない戦災死者を含めたり、含めなかったりする二様の使い分けは、法治国家としてはおかしいと思います。

## 三. 戦災死者を識別すべし

私の関心は戦災死者の呼称でした。

二〇〇一年、空襲・戦災を記録する会全国連絡会議東京大会において、東京の安増武子さん（故人）が①東京都戦後戦災遺骨の発掘をおこない、昭和六〇年東京都慰霊協会がまとめた冊子の表題が『戦災歿死者改葬事業始末記』②厚生省（当時）に年金のことで問い合わせたと

ころ「戦災歿死者ですから年金はありません。」と冷たい返事の二点を紹介し、戦災歿死者の呼称を厳しく批判されました。

これが私の関心・調査の原点です。

総務省の現在の呼称は、閣議決定の内容で、軍関係がない場合は「一般戦災死没者」です。岡山市では、一九九〇年より岡空空襲のあった六月二十九日に市主催で「岡山市戦没者追悼式」がおこなわれ、式壇中央には「岡山市戦没者之霊」と書かれた標柱が建てられました。私は戦災死者を戦没者に含めてしまうのはおかしい、と担当局長と話をしました。局長より後日「中央段階では解決済」との返事があり、前項の調査となったわけです。

担当局長は替り、改めて話し合った結果、二〇〇二年六月二十九日の追悼式より、式壇の標柱は「岡山市 戦死者 之霊」と改められて今日に至っています。

なお、中央段階での標柱は、初回から昭和四九年までは「全国戦没者追悼之標」、昭和五〇年から「全国戦没者之霊」となっており、慰霊は政教一致！との批判がされています。

また国家補償から取り残されている空襲犠牲者の集団訴訟が今、東京、大阪で戦われています。

(2009・7・27記)